

令和6年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年8月19日 開会

令和6年8月19日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月19日（月曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	4
議長あいさつ	5
報第1号から議案第10号まで4件上程、説明、採決	5
閉会	10

議 事 日 程

令和6年8月19日（月曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 議長の選挙
 - 第5 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について）
 - 第6 議案第8号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第7 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第8 議案第10号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議長の選挙
 - 日程第5 報第1号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について）
 - 日程第6 議案第8号 令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第10号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（43人）

- | | | | |
|----|---------|----|--------|
| 1番 | 後藤一郎議員 | 5番 | 空英明議員 |
| 2番 | 黒田育宏議員 | 7番 | 鈴木良平議員 |
| 3番 | 浅野裕司議員 | 8番 | 柴田雅也議員 |
| 4番 | 豊田富士人議員 | 9番 | 山下清司議員 |

11番	武藤鉄弘	議員	32番	谷口輝男	議員
12番	水野光二	議員	33番	藤井弘之	議員
13番	松井聡	議員	34番	朝倉和仁	議員
14番	小坂喬峰	議員	35番	岡田立	議員
15番	藤井浩人	議員	36番	岡部栄一	議員
17番	浅野健司	議員	37番	宇佐美晃三	議員
18番	肥田光久	議員	38番	竹中誉	議員
20番	林宏優	議員	39番	戸部哲哉	議員
21番	森和之	議員	41番	渡邊圭太	議員
22番	都竹淳也	議員	42番	佐藤光宏	議員
24番	山川弘保	議員	43番	加納福明	議員
25番	山内登	議員	44番	瀬瀬幸美	議員
26番	横川真澄	議員	45番	安藤峰行	議員
27番	後藤友紀	議員	46番	佐伯正貴	議員
28番	古田聖人	議員	47番	今井俊郎	議員
29番	川地憲元	議員	48番	渡辺幸伸	議員
30番	早野博文	議員	49番	成原茂	議員
31番	藤田栄博	議員			

欠席議員（4人）

6番	田中明	議員	16番	加藤淳司	議員
10番	小栗仁志	議員	23番	藤原勉	議員

欠員（2人）

19番		40番
-----	--	-----

説明のため出席した者

柴橋正直	広域連合長	早川昌克	事務局長
石田仁	副広域連合長	山田康文	会計管理者兼会計課長
高木貴行	副広域連合長	奥田卓巳	総務課長
富田成輝	副広域連合長	多和田真也	資格電算課長
西脇康世	副広域連合長	市岡孝臣	給付課長
金子政則	副広域連合長		

職務のため出席した事務局職員

天 木 日出夫 書 記 長

後 藤 剛 也 書 記

開 会

午後 1 時 3 0 分 開 会

○副議長（谷口輝男） 皆様、こんにちは。副議長の谷口でございます。

最初に、本議会の議長でありました、岐阜市選出の石井浩二議員から 5 月 23 日付で議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

－ 諸般の報告 －

○副議長（谷口輝男） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

まず、去る 3 月 5 日付で、岐南町選出の小島英雄議員から、3 月 31 日付で、可児市選出の高木伸二議員から、4 月 26 日付で、池田町選出の岡崎和夫議員から、5 月 9 日付で、大垣市選出の関谷和彦議員から、5 月 23 日付で、岐阜市選出の富田耕二議員から、7 月 25 日付で、坂祝町選出の柴山佳也議員から、8 月 7 日付で、可児市選出の澤野伸議員から、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第 83 条第 2 項の規定により、御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○副議長（谷口輝男） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第 1 議席の指定

○副議長（谷口輝男） 日程第 1、議席の指定を議題とします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において、2 番 黒田育宏議員、3 番 浅野裕司議員、5 番 空英明議員、10 番 小栗仁志議員、18 番 肥田光久議員、22 番 都竹淳也議員、23 番 藤原勉議員、24 番 山川弘保議員、25 番 山内登議員、27 番 後藤友紀議員、38 番 竹中誉議員、39 番 戸部哲哉

議員、41番 渡邊圭太議員、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○副議長（谷口輝男） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、13番 松井聡議員、42番 佐藤光宏議員、の両議員を指名します。

第3 会期の決定

○副議長（谷口輝男） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口輝男） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 議長の選挙

○副議長（谷口輝男） 日程第4、議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口輝男） 異議なしと認めます。よって、私より指名します。議長には黒田育宏議員を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口輝男） 異議なしと認めます。よって、黒田育宏議員が議長に当選されました。ただいま当選されました黒田育宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

議長から御挨拶があります。2番 黒田育宏議員。

〔黒田育宏議員登壇〕

○2番(黒田育宏) ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長に選任されました、岐阜市議会議長の黒田でございます。元より微力ではございますが、誠心誠意、議長の職務に当たってまいりますので、皆さまの御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(谷口輝男) 黒田議長、議長席にお着き願います。

[副議長退席、議長着席]

第5 報第1号から第8 議案第10号まで

○議長(黒田育宏) 日程第5、報第1号から日程第8、議案第10号まで、以上4件を一括して議題とします。

これら4件に対する提出者の説明を求めます。柴橋正直広域連合長。

[柴橋正直広域連合長登壇]

○広域連合長(柴橋正直) 令和6年第2回 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、熱中症対策についてであります。

今年も7月の梅雨明け以降、記録的な猛暑が続き、気象庁と環境省は、気温が著しく高くなると予想される日の前日や当日に、熱中症警戒アラートを発表して、対策や予防に努めるよう呼びかけております。

高齢者の方は、暑さやのどの渇きに気づきにくく、熱中症になりやすいため、特に注意が必要です。

外出を控え、冷房を適切に使用し、こまめな水分補給を心がけるなど、命を守る熱中症対策をお願いします。

次に、少子高齢化の状況についてであります。

本年6月に厚生労働省が公表した令和5年の人口動態統計によると、令和5年の出生数は72万7,277人で、前年に比べて4万3千人減少し、過去最少となりました。

さらに、1人の女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.20と、過去最低を更新し、少子化がさらに加速しております。

なお、岐阜県の合計特殊出生率は1.31で、全国で22番目となっております。

また、内閣府が公表した令和6年版「高齢社会白書」によると、令和5年10月1日現在、わが国の65歳以上人口は3,623万人で、総人口に占める割合・高齢化率は29.1%に上昇しております。

岐阜県の高齢化率は31.2%で、全国で27番目です。

続いて、後期高齢者の医療費についてであります。

本年6月に国民健康保険中央会が発表した令和5年度の医療費速報によると、後期高齢者の医療費総額は18兆6,107億円で、前年度に比べて4.5%の大幅な増となりました。

団塊の世代が順次、後期高齢者医療に移行して、被保険者数が3.6%増加したことが主な要因です。

一方、1人当たり医療費は95万5,904円で、0.9%の小幅な伸びにとどまっております。

岐阜県の1人当たり医療費は87万9,177円で、全国平均を下回り、全国で31番目となっております。

続いて、本広域連合の運営状況についてであります。

まず、岐阜県の被保険者数は、団塊の世代の加入により、本年6月末現在、34万3,412人となり、前年同時期に比べて1万2千人増加しております。

次に、医療給付費は、令和5年度は2,730億円となり、前年度に比べて152億円増加しました。

被保険者数の増加が主な要因であり、医療の高度化と相まって、今後もさらに増加することが見込まれております。

少子高齢化が進展し、後期高齢者の医療費が増大する中、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的に、本年4月から、後期高齢者医療制度が改正されました。

現役世代の負担を抑えるため、後期高齢者の保険料と現役世代の後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直され、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料で負担することとなりました。

この制度改正の影響で、岐阜県の令和6年度の被保険者1人当たり保険料額は、年額7万6,586円となり、前年度と比べて6,878円の増となりましたが、国の方針に基づき、急激な増加をやわらげる激変緩和措置を行っております。

加えて、急速な少子化に歯止めをかけるため、昨年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、

- ・若い世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造・意識を変える
- ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

という3つの基本理念に基づき、今後3年間の集中的な取組により、少子化対策を進めていくこととされました。

そして、その財源の一つとして、本年6月の法律改正で子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から、後期高齢者の方からも支援金を徴収することとなります。

こども家庭庁が公表した資料によると、後期高齢者1人当たりの支援金額は平均で、令和8年度は月額200円、令和10年度は月額350円と見込まれております。

ただし、実際には所得に応じて計算されるため、年金収入のみの単身世帯では、年収80万円の場合、令和10年度は月額50円と試算されております。

次に、マイナンバーカードと被保険者証の一体化についてであります。

これまで、被保険者になる方、一人ひとりに被保険者証を発行してまいりましたが、本年

1 2月2日で新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

それに伴い、1 2月2日以降、被保険者になる方で、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を新たに発行するため、現在、その準備を進めております。

しかしながら、マイナ保険証の利用率は、今年に入り増加傾向にあるものの、5月時点で7.73%にとどまっております。

多くの方々にマイナ保険証を利用していただくよう、周知・広報に努めてまいります。

最後に、高齢者の保健事業についてであります。

人生100年時代を見据え、在宅で自立した生活を送れる高齢者を増加させるため、健康寿命の延伸を図ることが求められております。

そのため、健康、医療等のデータを分析し、高齢者の特性に応じて、効果的な健康づくりを推進する、エビデンスに基づいた保健事業の重要性は、ますます高まっております。

そして、その中心的役割を担っているのが、令和2年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業です。

事業を委託している市町村では、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、地域医師会等と連携して生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等が効果的に行われております。

令和4年度は23市町村、令和5年度は36市町村で実施され、一体的実施の取組は着実に広がり、事業開始から5年目を迎える今年度は、県内42市町村全てで実施されております。

加えて、健康で質の高い生活を営むためには、口腔の健康の維持、増進が重要であることから、ぎふ・さわやか口腔健診の充実に努めております。

今年度から、全国の広域連合に先駆け、口腔健診結果のデジタル化を開始しており、口腔健診のデータと国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータを突合して、口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスを集積し、県内のオーラルフレイル対策に役立ててまいります。

併せて、県歯科医師会の協力により、口腔健診を県内のどこの歯科医療機関でも受診できるよう、口腔健診の広域化も開始しております。

受診者の利便性を高めて、受診率向上を目指してまいります。

いずれにいたしましても、高齢者の方が、安心して医療を受けられ、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、県内市町村や関係機関等と連携して後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第1号は、去る4月12日に専決処分しました岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

広域連合議員のうちから選任いたしました監査委員の小島英雄さんが、3月5日付で辞任されましたので、その後任として、輪之内町長の朝倉和仁さんを選任いたしました。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

次に、議案第8号「令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」であります。

今回の特別会計補正予算は、令和5年度分の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ52億4,069万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,104億3,739万2千円とするものであります。

それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。

市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として、8,304万2千円を計上いたしました。

また、精算に必要な財源として、令和5年度からの繰越金51億5,765万3千円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。

令和5年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し10億2,079万3千円、国に対し31億645万1千円、県に対し7億8,561万6千円、支払基金に対し3億2,783万5千円、合計52億4,069万5千円を計上いたしました。

次に、議案第9号「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、引用規定を改めるため、所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第10号「令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

初めに、令和5年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は、2億6,400万2,366円、歳出合計は、2億2,689万8,116円、歳入歳出差引残額は、3,710万4,250円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億2,972万5,977円、前年度決算剰余金による繰越金が3,182万1,259円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員28名分の人件費負担金1億8,547万8,249円を支出いたしました。

次に、令和5年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は、2,951億9,355万2,474円、歳出合計は、2,823億9,765万3,647円、歳入歳出差引残額は、127億9,589万8,827円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで536億9,566万3,532円を収入いたしました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から930億903万1,788円、県から240億7,549万2,478円を収入いたしました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金1,116億8,538万9,000円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、122億5,098万4,416円を収入いたしました。

歳出の主なものとしたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など6億9,267万9,603円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費を2,553億2,824万6,046円、療養費を20億6,535万4,446円、高額療養費を153億6,039万4,652円、高額介護合算療養費を2億7,740万7,796円、葬祭費を10億1,615万円支出いたしました。

審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除く医療給付費は、2,730億3,150万9,100円となり、前年度と比べ5.9%、152億円の大増となりました。

これは、団塊の世代が75歳以上になり始めたことにより、被保険者数が3.8%増加するとともに、1人当たり医療給付費が1.8%増加したことによるものであります。

保健事業費におきましては、健康診査費として、ぎふ・すこやか健康診査業務委託料を8億1,647万4,552円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を1億4,940万1,586円それぞれ支出いたしました。

ぎふ・すこやか健康診査の受診率は、24.3%で、令和4年度の23.5%から0.8ポイント上昇し、7万9,762人の方が受診されました。

ぎふ・さわやか口腔健康診査の受診率は、6.7%で、令和4年度から横ばいで、2万1,890人の方が受診されました。

加えて、その他保健事業費として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に36の市町村が取り組み、委託料を3億95万6,908円支出いたしました。

最後に、諸支出金におきましては、令和4年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金53億4,231万4,913円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案について、御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田育宏） これら4件に対する質疑の通告はありません。

これら4件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第9号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第10号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田育宏） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

閉 議 閉 会

○議長（黒田育宏） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和6年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時54分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

黒田育宏

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

松井 聡

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

佐藤光宏